



# 神奈川県子ども支援センター つなぐの取り組み

令和2年10月2日

神奈川県子ども支援センターつなぐ代表理事

ベアヴェニュー法律事務所

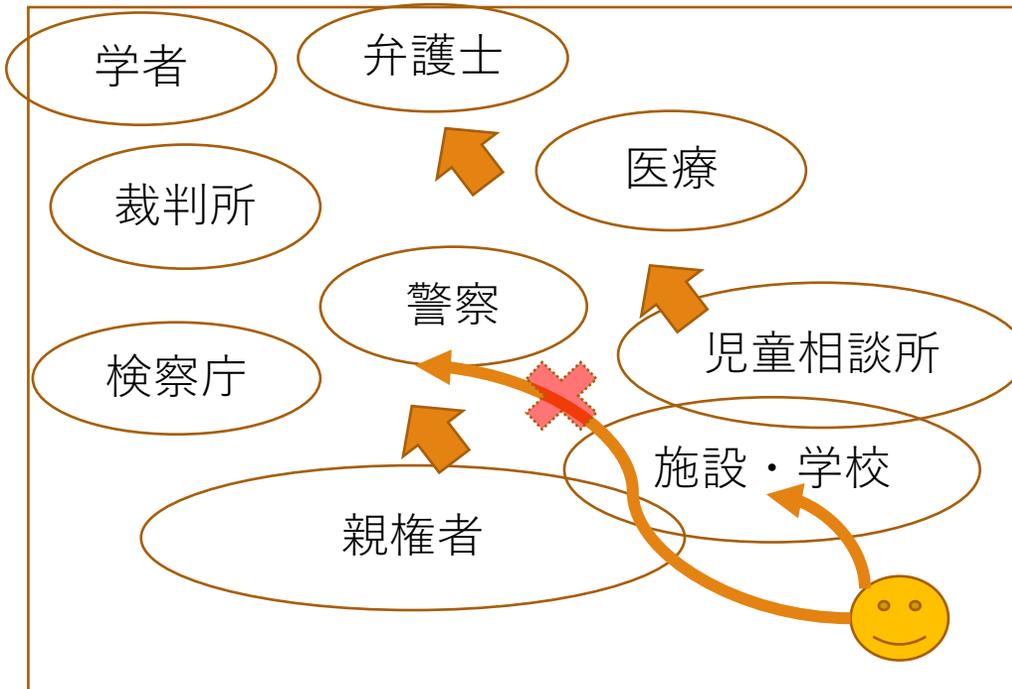
飛田桂



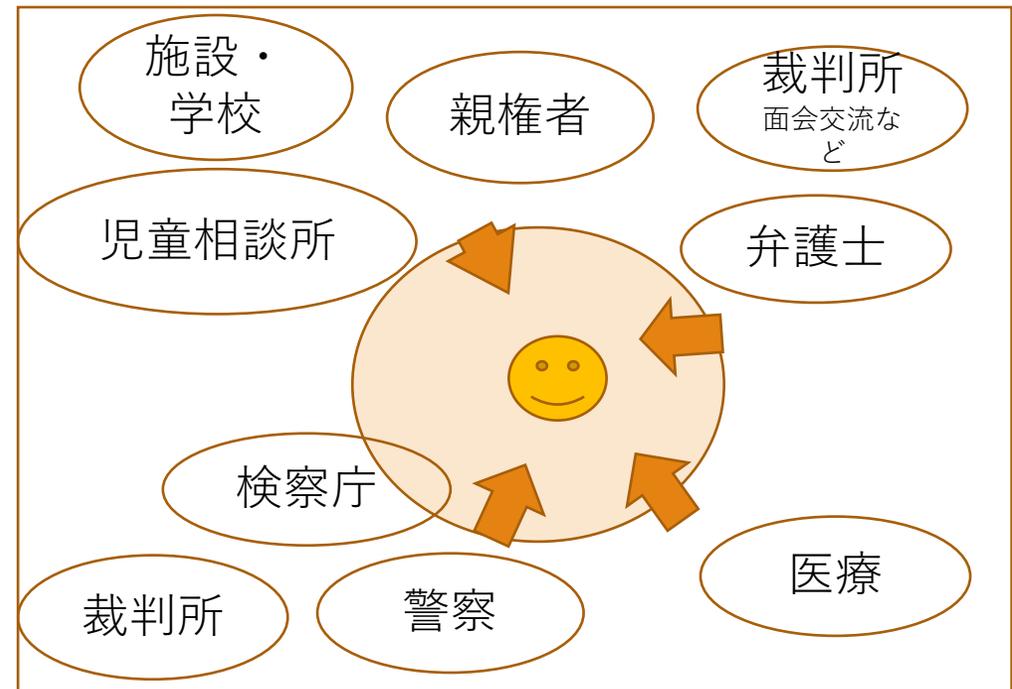
# 子どものためのワンストップセンター



センターがないと...  
(親権者等との利益対立がおこる)



センターがあると...  
(子どもの権利擁護者として動く)



# 子どものためのワンストップセンター

- 現在、アメリカには1つの州に1つ以上のセンター（CAC）がある。
- アジアにおいても設立されている。ヨーロッパが資金拠出してユニセフが運営しているものもある。
- C A C に定型の形があるわけではない。大都市における場合と、郊外における場合、多職種連携のハブになっている職種が地域差に応じて違っている。
- 後に紹介するように、D V や性被害のワンストップセンターとは別にある。
- アメリカにおけるCACは、セラピー、医療、裁判準備、被害者の権利擁護、事案管理、その他のサービスを行う。多職種連携によるものだけけれど、これはCACの仕事の1つ。

“CACs offer therapy and medical exams, plus courtroom preparation, victim advocacy, case management, and other services. This is called the multidisciplinary team (MDT) response and is a core part of the work of CACs.”

# 多職種連携が必要不可欠

- 子どものワンストップセンター（CAC）は「箱」であり、中に入る多職種（MDT）こそがカギ
- 多職種連携は、限定されていない。多「機関」だけでもない。
- 日本の制度、また地域の実情に応じた多職種連携を組む必要がある。行政機関がバックアップすることは必要不可欠。他国の制度を見習いつつ、変容させる必要がある。

※CAC = Child Advocacy Center 子ども権利擁護センター

※MDT = Multi Disciplinary Team 多職種連携チーム

# CARES North West

## 医療的側面

- 系統的全身診察やその他検査など
- 司法面接 (forensic interview)
- 他の機関に対する専門的助言
- 投薬治療、カウンセリング

## 生活支援の側面

- 子どもの生活について (子どもの話をそのまま使える) コミュニティーパートナーやファミリーサポートパートナーとともに検討する。重大なものは児童相談所や警察と協力して決める。
- カウンセリング (子どもの話をそのまま使える) 子どもと家族へのメンタルヘルスのカウンセリング
- 防止、教育  
虐待親、子どもの保護者への教育、学校におけるDVや児童虐待について (必須科目) の講義



# 虐待対応の流れ





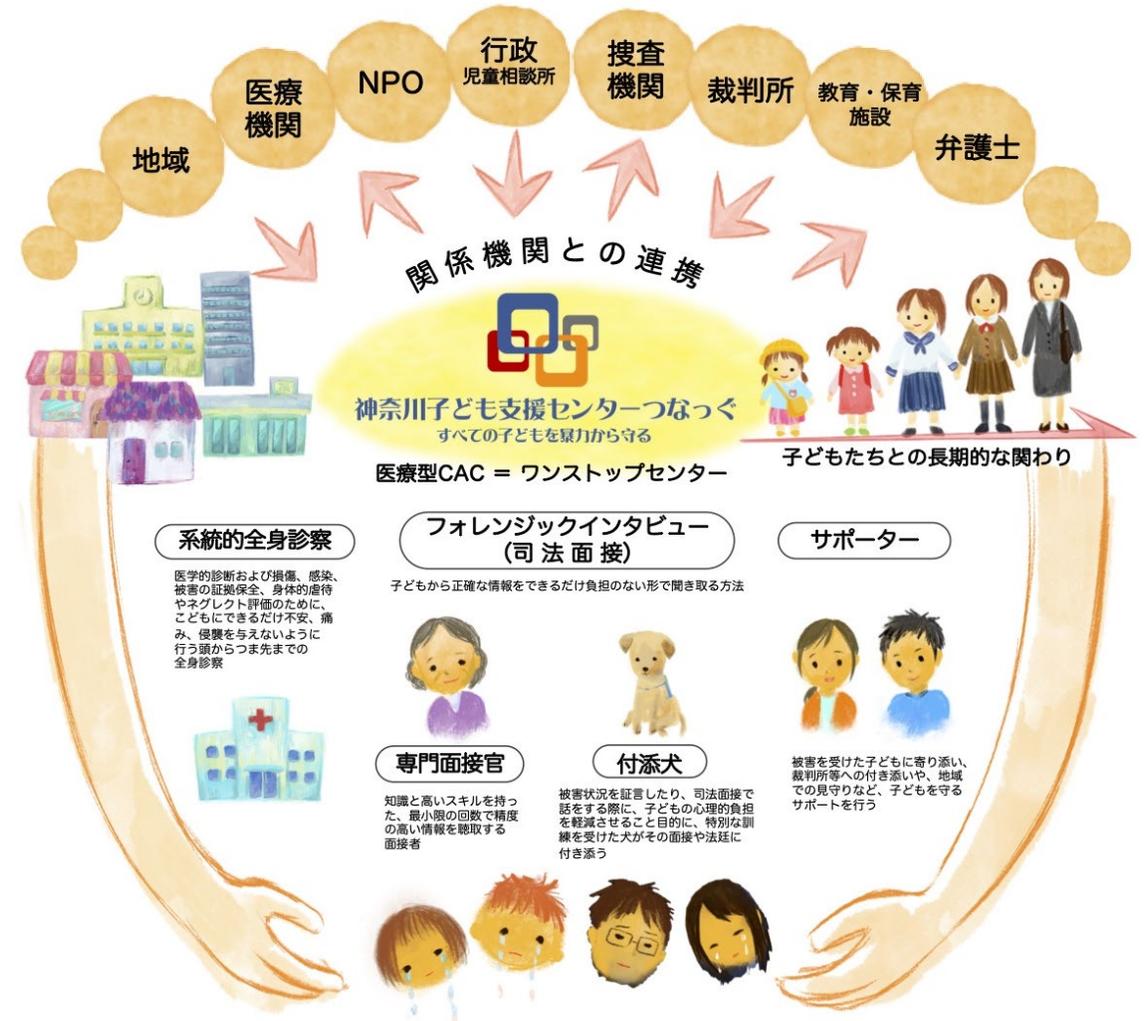
## Safe Place

- 警察が運営する「大人」のDV・性被害ワンストップセンター
- 裁判所とのビデオリンクがあり、接近禁止命令の申立がここでできる
- 医師、弁護士、セラピストなどが来るようになっている。歯医者までワンストップで予約などできる。
- シェルターの機能も持っている。
- 地域的に小さいので、とにかく駆け込めるようにしてある。（防弾ガラス）





# 事業概要



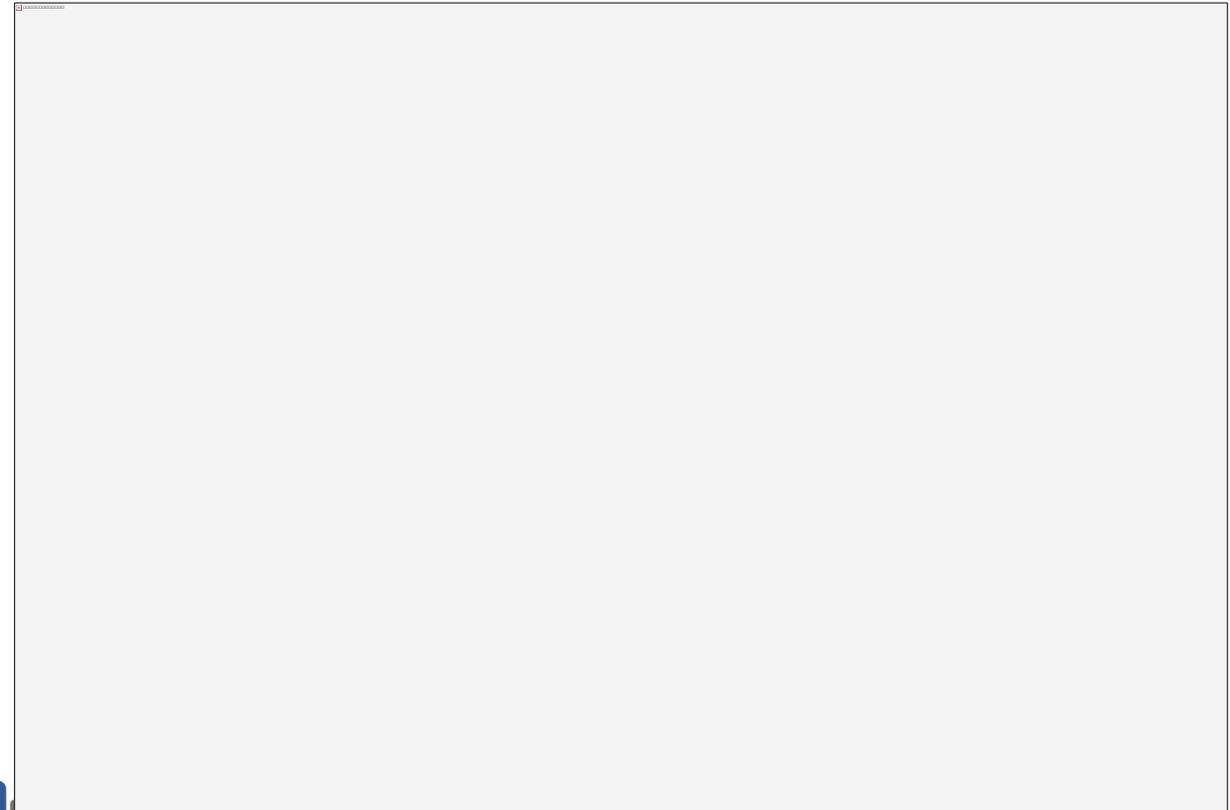
# 司法面接（フォレンジックインタビュー） 系統的全身診察



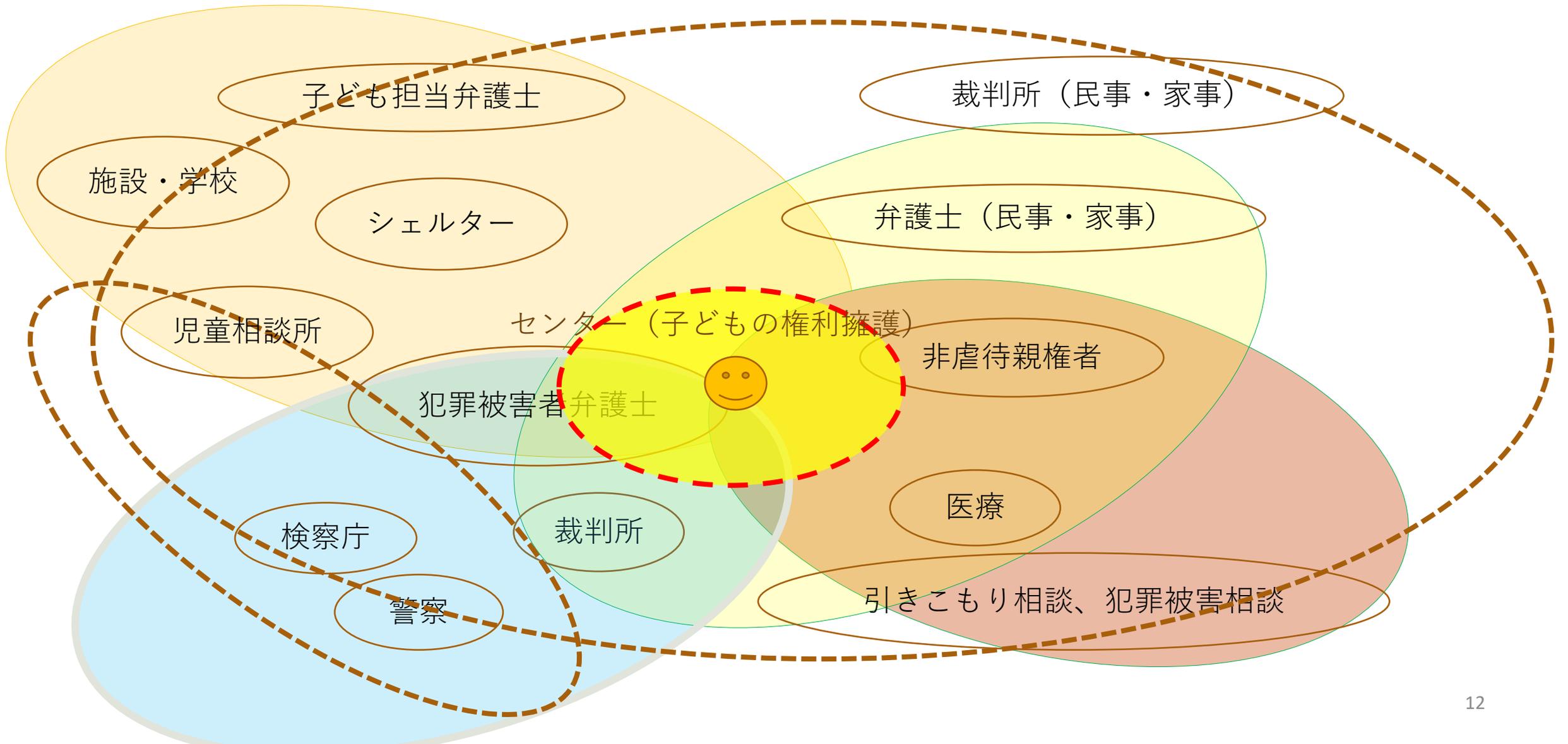
# 虐待対応の流れ



# 付添犬



# 連携している分野





# 現在の活動

- 系統的全身診察、司法面接の実施、その際のふれあい犬派遣
- アウトリーチの付き添い活動（警察、児相、医療と協力体制）
- 病院施設での期日外尋問、ビデオリンク支援
- 付添人、付添医師、付添犬の派遣
- 家裁調査官の調査、児相での協同面接、被害児童の裁判所への付添
- 多機関連携（検察官、警察官、児相職員、医療関係者、弁護士、裁判官）のための研修会や勉強会（現役の関係者が集まる）
- 日本版司法面接研修の開始（講師は、現役の裁判官、検察官、警察官、児童相談所常勤弁護士、一時保護された子どもの被害者代理人及びDV精通弁護士、児童相談所CW、児童相談所心理士、仲真紀子教授）





子ども達は、まだ自分が何を話したいのかも、どうしたらいいのか、誰を信じていいのかも、分かりません。

- 最初は、単に自己紹介をするだけにとどめます。児童相談所でも、捜査機関でもない、と伝えます。児童相談所とは一緒にお仕事をすることもあるから、言いたくないことは言ってね、と言います。
- 司法面接や協同面接をしているので、事件のことは一切触れません。（これはその後もずっとそうです。）
- 最初の月は、2週間に1回程度、一時保護所、施設、おうちに通って、一緒にお菓子を食べたりします。





好きなものを聞いたりして、知り合えることを理解してもらいます。

- 話せることは、好きな歌手のことだけ、という子も多いです。チョコ味のお菓子のことだけ、という子も多いです。
- 実は外出して本を買いたいんだ、など、何か「したい」が出てきたら、それを一緒にやります。本代や交通費は、基金からのお金を使わせてもらいます。
- 高年齢のお子さんだと、刑事手続きや自分の今後のことが出ます。





# 共通の悩み事があります

- 性被害の被害者と共通するもの
- 被虐待児症候群として共通するもの
- さらに、親からの性被害の特徴として、愛情とは何かがわからなくなってしまいう傾向があります。

## 悩みの例

- 加害親との関係
- 非加害親との関係（例：非加害親が加害親の味方をする、非加害親も知っていたのではないかと不安になるなど）
- 被害についてどう向き合えばいいのか
- 自分に残っている影響について

→弁護士を含め、監護者からの子どもの性被害は、子どもの権利に精通した人が選ばれます。





- 不登校 →学校やSSWと連携、登校支援ボラ  
学校と連携して、迎えに行き、学校と一緒に登校する。
- 子どもが話した内容が必要→児相と連携
- トラウマ症状がある→医療機関と連携。事前に予約をとった上で、迎えに行き、診察に同行する。
- カウンセリングを受けたい→教育相談、引きこもり相談、犯罪被害者相談と、探す。
- 不測の事態がおきてこわい→ シェルターの空きを確認、児相に連絡、警察に連絡
- 自殺未遂を今行おうとしています→警察、病院との連携
- 外出するきっかけ→犬との触れ合い
- 司法手続きの場で話をする→負担軽減のための犬の派遣  
捜査機関からの事情聴取や裁判手続きに同行



## 【参考】 国や地域での変容例

- CACにおけるインタビューは協同面接が存在することは前提として、協同面接と協力的な関係のCACをつくる。協同面接があるから司法面接がいらぬわけではない。（子どものケア、家事、民事での利用）
- 日本においては、子どもにかかわる専門職が、多岐にわたるため、そこも横断的に入ってもらう必要がある。【例】 検察官（捜査検事、公判検事、総務部にいる協同面接や虐待に精通した検事） 【例】 弁護士（DV、一時保護された被害児童の被害者代理、性被害の被害者代理、刑事事件）に精通した弁護士 【例】 児童相談所業務に精通した弁護士（アメリカではDAが行っている親権制限等は日本では児相に関与する弁護士が行っている。） 【例】 警察についても、生活安全課（虐待・DV）、刑事課など地域に応じて。
- ※DA district attorney 地方代理人の略。